

(6) 捕獲実施に当たつた。捕獲等又は採取等の完全の防止に必要と認められる場合には、関係地や

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対して、錯誤捕獲や捕獲事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域、住民等への周知を図らせるものとする。

(6) 捕獲実施に当たつての留意事項

また、わが国の使用に当たっては、以下の事項について措置される

住民等への周知を図らせるとする。
また、わなの使用に当たっては、以下の事項について措置されるよう
にする。

① 法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を要した標識の装着等を行うものとする(ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によってもできるものとする。)
② ツキノワグマの生息地域であつて錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマが脱出可能な脱出口を設けた又はこわいなやわいな使用に努めるよう指導するものとする。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制等の整備に努めるものとする。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等
捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生熊系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする。(適切でない場合は生熊系に影響を及ぼすおそれがある場合として規則第19条で定められた場合を除く。)。さらに、捕獲物等が鳥獣の保護管理に関する学術研究及び環境教育等に利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとする。

また、捕獲物等は、違法なものとは誤認されないようにする。特に、クマ類及びカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標(製品タグ)の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせるものとする。なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。

さらに、錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣の検討を行うこと、狩猟鳥獣以外の個体を捕獲した個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量

ようにする。

① 法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を要した標識の装着等を行うものとする(ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によってもできるものとする。)

② ツキノワグマの生息地域であつて錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマが脱出可能な脱出口を設けた又はこわいなやわいな使用に努めるよう指導するものとする。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制等の整備に努めるものとする。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生熊系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする。(適切でない場合は生熊系に影響を及ぼすおそれがある場合として規則第19条で定められた場合を除く。)。さらに、捕獲物等が鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育などに利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとする。

また、捕獲物等は、違法なものとは誤認されないようにする。特に、クマ類及びカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標(製品タグ)の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせるものとする。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。

さらに、錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、狩猟鳥獣以外の個体を捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量

の報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。
特に、傷病鳥獣の保護捕獲においては、上記のような捕獲のデータの収集及び収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。
また、必要に応じて捕獲等又は採取等の実施への立ち会い等により、それらが適正に実施されるよう対処するものとする。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

西日本のツキノワグマや東北地方のニホンザル等生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整する等適正な捕獲が行われるよう図るものとする。このような種については、有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等の生じることのないように各方面を指導するとともに、地域の関係者の理解の下に、捕獲した個体を被害等が及ぶおそれのない地域へ放獣させる等、生息数の確保に努めることとする。

2. 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

① 研究の目的及び内容

次の1)から4)までのいずれにも該当するものであること。

- 1) 主たる目的が、理学、農学、医学又は薬学等に関する学術研究であること。
ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。
- 2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。
- 3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性又は生理等に関する研究であること。

また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。

- 4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

② 許可対象者

理学、農学、医学又は薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者

③ 鳥獣の種類・数

等について報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。

特に、傷病鳥獣の保護捕獲にあつては、上記のような捕獲のデータの収集及び収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。

また、必要に応じて捕獲等又は採取等の実施に立ち会い等により、それらが適正に実施されるよう対処するものとする。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

西日本のツキノワグマや東北地方のニホンザル等生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整する等適正な捕獲が行われるよう計画的に行わせるものとする。このような種については、特に鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とした捕獲(以下「有害鳥獣捕獲」という。)と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等の生じることのないように各方面を指導するとともに、地域の関係者の理解の下に、捕獲した個体を被害等が及ぶおそれのない地域へ放獣させるなど、生息数の確保に努めることとする。

2. 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

① 研究の目的及び内容

次の1)から4)までのいずれにも該当するものであること。

- 1) 主たる目的が、理学、農学、医学又は薬学等に関する学術研究であること。
ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。
- 2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。
- 3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。

また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。

- 4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

② 許可対象者

理学、農学、医学又は薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者

③ 鳥獣の種類・数

必要最小限の種類又は数(羽、頭、個)。 ④ 期間 1年以内。	必要最小限の種類又は数(羽、頭、個)。 ④ 期間 1年以内。
⑤ 区域 必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域(当該区域において特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。)並びに規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。	⑤ 区域 必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域(当該区域において特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。)並びに規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。
⑥ 方法 次の各号に掲げる条件に適合すること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。 1) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法でないこと。 2) 殺傷又は損傷(以下「殺傷等」という。)を伴う捕獲方法の場合には、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものこと。	⑥ 方法 次の各号に掲げる条件に適合すること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。 1) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法でないこと。 2) 殺傷又は損傷(以下「殺傷等」という。)を伴う捕獲方法の場合には、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものこと。
⑦ 鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置 原則として、次の各号に掲げる条件に適合すること。 1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。 2) 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。 3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。 なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。	⑦ 鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置 原則として、次の各号に掲げる条件に適合すること。 1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。 2) 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。 3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。 なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。
(2) 標識調査(環境省足環を装着する場合) ① 許可対象者 国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者(委託を受けた者から依頼された者を含む。)	(2) 標識調査(環境省足環を装着する場合) ① 許可対象者 国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者(委託を受けた者から依頼された者を含む。)
② 鳥獣の種類・数 原則として、標識調査を主たる業務として実施している者において、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。	② 鳥獣の種類・数 原則として、標識調査を主たる業務として実施している者において、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。
③ 期間 1年以内	③ 期間 1年以内

④ 区域 原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。 ⑤ 方法 原則として、網、わな又は手捕とする。 3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合 (1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方 有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。 その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。 有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係諸機関との連携の下、実施の期間や被害防除施設の整備等が総合的に推進されるよう努めるものとする。 また、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。 (2) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定 被害等の発生予察、有害鳥獣捕獲の実績及び被害の状況の状況を勘案し、鳥獣の種類別に捕獲許可の基準を具体的に設定するものとする。 設定に当たっての基本的考え方及び方針は上記1に加え次のとおりとする。 ① 基本的考え方 1) 基本的な方針 有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。 狩猟鳥獣、カワウ、アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、カワラバト(ドバト)、タイワンシロガシラ、ウン、オナガ、ニホンザル、マンダース及びノギ以外の鳥獣については、被害等が生じているか又はその許可実績もごく僅少であることにかんがみ、これらについて有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可する等、特に慎重に取り扱うものとする。 なお、保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可についても、特に慎重に取り扱うものとする。 また、外来鳥獣による農林水産業又は生態系に係る被害の防止を図る場合においては、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため、積極	④ 区域 原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。 ⑤ 方法 原則として、網、わな又は手捕とする。 3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合 (1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方 有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。 その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。 有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係諸機関との連携の下、実施の期間や被害防除施設の整備等が総合的に推進されるよう努めるものとする。 また、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。 (2) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定 被害等の発生予察、有害鳥獣捕獲の実績及び被害の状況を勘案し、鳥獣の種類別に捕獲許可の基準を具体的に設定するものとする。 設定に当たっての基本的考え方及び方針は上記1に加え次のとおりとする。 ① 基本的考え方 1) 基本的な方針 有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。 狩猟鳥獣、カワウ、アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、カワラバト(ドバト)、タイワンシロガシラ、ウン、オナガ、ニホンザル、マンダース及びノギ以外の鳥獣については、被害等が生じているか又はその許可実績もごく僅少であることにかんがみ、これらについて有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可する等、特に慎重に取り扱うものとする。 なお、保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可についても、特に慎重に取り扱うものとする。 また、外来鳥獣による農林水産業又は生態系に係る被害の防
有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。 狩猟鳥獣、カワウ、アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、カワラバト(ドバト)、タイワンシロガシラ、ウン、オナガ、ニホンザル、マンダース及びノギ以外の鳥獣については、被害等が生じているか又はその許可実績もごく僅少であることにかんがみ、これらについて有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可する等、特に慎重に取り扱うものとする。 なお、保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可についても、特に慎重に取り扱うものとする。 また、外来鳥獣による農林水産業又は生態系に係る被害の防止を図る場合においては、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため、積極	有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。 狩猟鳥獣、カワウ、アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、カワラバト(ドバト)、タイワンシロガシラ、ウン、オナガ、ニホンザル、マンダース及びノギ以外の鳥獣については、被害等が生じているか又はその許可実績もごく僅少であることにかんがみ、これらについて有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可する等、特に慎重に取り扱うものとする。 なお、保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可についても、特に慎重に取り扱うものとする。 また、外来鳥獣による農林水産業又は生態系に係る被害の防

的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

2) 予察捕獲

被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲(以下「予察捕獲」という)は、①1)で示した鳥獣(地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれの高い地域個体群は除く。)を対象として、常時捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。また、①1)で示した鳥獣の中でもツキノアグマ、イノシシ、ニホンザル等にいる鳥獣については、特定計画に基づく個体数調整としての捕獲に努めるものとする。

予察捕獲を実施するに当たっては、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成するものとする。予察表の作成に当たっては、過去5年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況について、地域の実情に応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことのできる者の意見を聴取しつつ、調査及び検討を行うものとする。

また、予察表においては、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発生地域、時期等の予察をするものとする。さらに、捕獲等又は採取等の数の上限を設定する等、許可の方針を明らかにするものとする。

なお、予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的・計画的実施に努めるものとする。

また、予察捕獲は通常、有害鳥獣捕獲を目的とするとする捕獲許可として取り扱うものであるが、特定計画の対象地域においては、予察捕獲による捕獲は特定鳥獣の数の調整に資するものでもあるから、原則として特定鳥獣の数の調整を目的とするとする捕獲許可として取り扱うものとする。

3) 有害鳥獣捕獲の実施に当たつての留意事項

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるものとし、また事前に関係地域住民等への周知を図らせるとともに、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章を装着させるものとする。

また、必要に応じて、捕獲の実施への立ち会い等によりそれらが適正に実施されるよう対処するものとする。

4) 特定計画に基づく個体数調整との関係

特定計画の対象地域における、特定鳥獣を有害鳥獣として捕獲する

止を図る場合にあっては、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

2) 予察捕獲

被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲(以下「予察捕獲」という)は、①1)で示した鳥獣(地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれの高い地域個体群は除く。)を対象として、常時捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。また、①1)で示した鳥獣の中でもツキノアグマ、イノシシ、ニホンザル等にいる鳥獣については、特定計画に基づく個体数調整としての捕獲に努めるものとする。

予察捕獲を実施するに当たっては、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成するものとする。予察表の作成に当たっては、過去5年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況について、地域の実情に応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことのできる者の意見を聴取しつつ、調査及び検討を行うものとする。

また、予察表においては、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発生地域、時期等の予察をするものとする。さらに、捕獲等又は採取等の数の上限を設定する等、許可の方針を明らかにするものとする。

なお、予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的・計画的実施に努めるものとする。

また、予察捕獲は通常、有害鳥獣捕獲を目的とするとする捕獲許可として取り扱うものであるが、特定計画の対象地域においては、予察捕獲による捕獲は特定鳥獣の数の調整に資するものであるから、予察捕獲について原則として「特定鳥獣の数の調整」を目的とするとする捕獲許可として取り扱うものとする。

3) 有害鳥獣捕獲の実施に当たつての留意事項

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるものとし、また事前に関係地域住民等への周知を図らせるとともに、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章を装着させるものとする。

また、必要に応じて捕獲の実施に立ち会う等により、それらが適正に実施されるよう対処するものとする。

4) 特定計画に基づく個体数調整との関係

特定計画の対象地域における、特定鳥獣を有害鳥獣として捕獲